

島根県市町村職員共済組合宿泊所ホテル白鳥

全体計画認定変更 工事

仕様書

仕様書

1. 件名

島根県市町村職員共済組合宿泊所ホテル白鳥 全体計画認定変更 工事

2. 目的

本仕様書は、島根県市町村職員共済組合宿泊所ホテル白鳥（以下「ホテル白鳥」という。）の全体計画認定変更に伴い、「工事設計図」に示す既存新館棟のエレベーター1基・外部サッシ3ヶ所の更新、及びそれに付随する建築・設備工事における必要な事項を定める。

3. 工事实施場所及び施設概要

工事の実施場所は、次の通りとする。

住所 松江市千鳥町 20 番地

敷地面積 4, 418.43m²

延べ床面積 7, 404.61m²

4. 工期

契約締結日から令和8年3月31日

5. 工事の概要

- (1) 新館棟の既存エレベーター（工事設計図意匠5のEV（5））を撤去し、人荷共用9人乗りEVを新設する。
- (2) 新館棟の西側外壁面の延焼の恐れのある部分に設置されている外部建具を撤去し（枠は残し）、防火設備の新設（かぶせ（カバー）工法）を行う。
- (3) その他の改修工事に伴い、その廻り等の補修を行う。
- (4) 上記に伴う設備工事を行う。

6. 入札参加資格

- (1) 建築工事業者として、島根県知事の登録を受けていること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を松江市内に有すること。
- (3) 令和7・8年度島根県建設工事等入札参加資格のA等級に格付けされ、かつ、総合点数が1,100点以上の者。
- (4) 公告日以前1年以内に国、官公庁等から契約指名停止等拘置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

7. 書類等の提出

落札者は機器・製品等の納入に併せて、以下の資料を納品すること。

資料はファイル等に綴り、容易に管理できる方法で納品すること。

- (1) 保証書
- (2) 納品書
- (3) 取扱説明書

(4) 完成図面

8. その他の事項

- (1) 工期内に工事を完了すること。
- (2) 工事完了時に、担当者立会いの下で検査を受けること。
- (3) 工事の実施にあたり、事前に工事に従事する作業責任者・作業員の名簿を作成し、書面にて届け出ること。
- (4) 仕様書に記載のない事項については、ホテル白鳥及び工事監理者と協議を行い決定すること。
- (5) 機器・製品の搬入、請求等に係る問合せはホテル白鳥及び工事監理者へ行うこと。
- (6) 現場での工事時期については、令和8年1月中旬頃から行い、令和8年3月31日までに昇降機等の行政完了検査の許認可を得て、令和8年4月1日には使用を開始できるようにすること。なお、詳細な工事時期については、ホテル白鳥及び工事監理者と協議を行い決定すること。
- (7) 上記(6)の工事時期にエレベーター更新及び外部サッシ更新など、全ての工事を同時期に行うこと。
- (8) エレベーターのメーカーについては、保守・メンテナンスの観点から館内全ての昇降機を同一のメーカーとする為、東芝エレベータ株式会社とすること。
- (9) 資材等の搬出入ルート及び工事作業員の動線、工事車両・現場事務所の位置などは、工事に先立ち、予めホテル白鳥及び工事監理者と協議を行い決定すること。
- (10) 工事に伴い発生した、撤去物・廃棄物については、適切に運搬・廃棄処分を行うこと。

この仕様書に定める事項の詳細については、ホテル白鳥及び工事監理者の指示に従うこと。